

高崎都市計画市街地再開発促進区域の決定（高崎市決定）

都市計画高崎駅東口第九地区市街地再開発促進区域を次のとおり決定する。

名 称	高崎駅東口第九地区市街地再開発促進区域							
位 置	高崎市東町の一部							
面 積	約 0.4ha							
公共 施設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	
		都市計画	高崎前橋線	32m (16m)	約 11m	約 0.1ha 約 170 m ²	区域は整備済 ()は区域内部分	
		区画街路		9m (4.5m)	約 136m	約 0.1ha 約 650 m ²	区画整理事業施行中 ()は区域内部分	
	公 園 及 び 緑 地							
	下 水 道	公共下水道処理区域内（合流式）						
	そ の 他 の 公 共 施 設	名 称	面 積		備 考			
	単 位 整 備 区	一単位整備区						

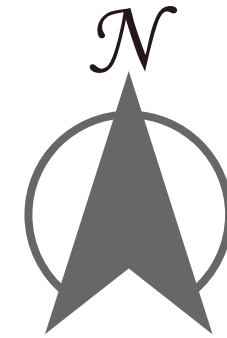
「位置、公共施設の配置及び単位整備区の区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

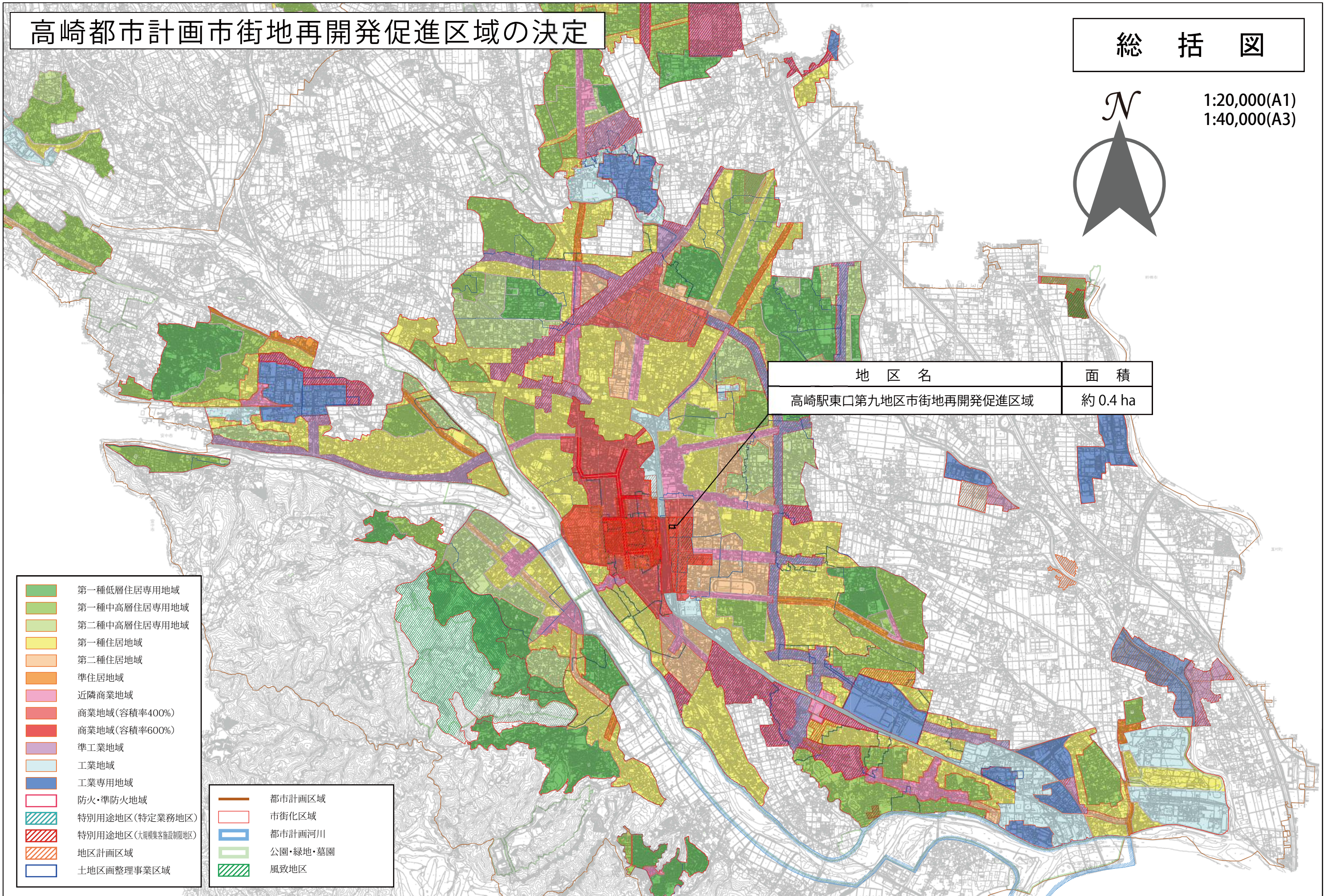
高崎駅東口第九地区における市街地再開発事業の円滑化を図り、事業の早期実施を促進するため、本案のとおり市街地再開発促進区域を決定するもの。

高崎都市計画市街地再開発促進区域の決定

総括図



1:20,000(A1)
1:40,000(A3)



地区名	面積
高崎駅東口第九地区市街地再開発促進区域	約 0.4 ha

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(容積率400%)
- 商業地域(容積率600%)
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 防火・準防火地域
- 特別用途地区(特定業務地区)
- 特別用途地区(大規模集客施設制限地区)
- 地区計画区域
- 土地区画整理事業区域

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 都市計画河川
- 公園・緑地・墓園
- 風致地区

高崎都市計画市街地再開発促進区域の決定

計 画 図

1:1,250 (A1)
1:2,500 (A3)



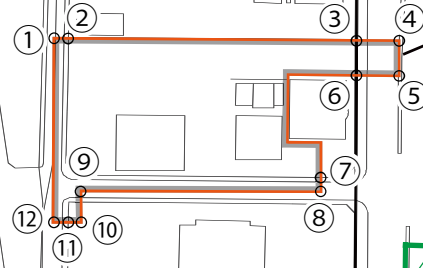
高崎駅西口旭町西地区

高崎駅東口第四地区

高崎駅西口北第一地区

今回決定地区

名 称	面 積
高崎駅東口第九地区市街地再開発促進区域	約 0.4 ha



高崎駅東口第三地区

測 点 境 界

- ①～② 道路横断
- ②～③ 敷地境界
- ③～④ 道路横断
- ④～⑤ 道路中央界
- ⑤～⑥ 道路横断
- ⑥～⑦ 敷地境界
- ⑦～⑧ 道路横断
- ⑧～⑨ 道路中央界
- ⑨～⑩ 道路横断
- ⑩～⑪ 道路(予定)界
- ⑪～⑫ 道路横断
- ⑫～① 道路中央界

凡 例

	今回決定区域
	市街地再開発促進区域 (既決定)
	都市計画道路

高崎駅東口第一地区

高崎駅東口第二地区